

東海市公告第72号

しあわせ村健康ふれあい交流館温浴室等改修工事（建築工事・週休2日制工事）について、制限付一般競争入札を実施するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び東海市契約規則（昭和44年東海市規則第11号。以下「契約規則」という。）第5条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年4月15日

東海市長 花田 勝重

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 しあわせ村健康ふれあい交流館温浴室等改修工事（建築工事・週休2日制工事）
- (2) 工事場所 東海市荒尾町西廻間地内
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和7年3月7日（金）まで
- (4) 工事概要
 - ア 温浴室及びプール室の非構造部材改修一式
 - イ 床壁面等内部改修工事一式対象施設：健康ふれあい交流館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建て
延床面積 6,120.00㎡ 平成9年建設
- (5) 予定価格（入札書比較価格）246,100,000円（消費税及び地方消費税を除いた金額）
- (6) 低入札価格調査基準価格 有
- (7) 失格判断基準 有

2 入札参加資格

入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、単体企業にあつては(1)及び(2)の資格を、共同企業体にあつては(1)及び(3)の資格を、それぞれ有する者でなければならない。なお、本件公告日以後落札決定までの間に、それぞれ資

格のいずれかを有しなくなったときは、入札参加資格を有していない者とみなす。

(1) 基本資格

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により許可を受けた建設業者で、市の入札参加者として建築一式工事を登録されたものであること。

イ 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 本工事において現場代理人及び建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を適正に配置できる者であること。

エ 市から指名の停止を受け、又はこれに準ずる措置を受けている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、市に再度の入札資格審査の申請を行い、入札参加資格の認定を受けたものを含む。）であること。

カ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、本市発注建設工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(2) 単体企業における入札参加資格

ア 建設業法の規定による特定建設業の許可を受け、かつ、愛知県内に本店若しくは支店又はこれらに類するものを置き、対象工事の業種を営んでいること。

イ 本件公告日において、有効な直近の経営事項審査の建築一式の総合評定値が1,200点以上（東海市入札参加資格者名簿に郡内業者として登録されているものにあつては、1,000点以上）であり、かつ、経営状況分析の評点Yが450点以上（東海市内に本店若しくは支店又はこれらに類するものを置いている者で、東海市入札参加資格者名簿に市内業者として登録されているもの（以下「市内業者」という。）にあつては、本件公告日における有効な直近の経営事項審査の建築一式の総合評定値が700点以上）であること。

ウ 建設業法に規定する建設業許可を得てから継続して3年以上営業していること。

エ 本入札において、共同企業体の構成員でないこと。

オ 官公庁(国、県及び地方自治体に限る。)及びあいち電子調達共同システム(CALS/EC)(以下「電子調達システム」という。)に参加している団体が発注した建築一式工事で、元請けとして過去10年間に1件当たりの契約金額が1億円(市内業者にあつては、5,000万円)以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の施設の新築、改築、増築の工事を完了し、及び引き渡した実績があること。この場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の工事に限るものとし、出資比率に応じて算定すること。

(3) 共同企業体における入札参加資格

ア 2者で構成し、構成員のうちどちらか1者が(2)アに該当すること。

イ 構成員のうちどちらか1者が市内業者であり、本件公告日において有効な直近の経営事項審査の建築一式の総合評定値が700点以上であること。

ウ イに規定する者と共同企業体を結成する者について、本件公告日における有効な直近の経営事項審査の建築一式の総合評定値が1,200点以上であり、かつ、経営状況分析の評点Yが450点以上であること。

エ 2者とも建設業法に規定する建設業許可を得てから継続して3年以上営業していること。

オ 構成員のうちどちらか1者が(2)オに該当すること。

カ 構成員の最低出資比率が30パーセント以上であること。

キ 代表構成員が最大の施工能力を有し、出資比率が構成員において最大であること。

ク 本入札において複数の共同企業体の構成員でないこと。

3 設計図書等の入手等

(1) 設計図書等の入手

電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。

(2) 設計図書等に関する質問

令和6年4月19日(金)午前9時から午後1時までに、質問書(入札情報サービスに添付されているワードファイルという。)を電子メールにより提出すること。

(3) 質問に対する回答

令和6年4月24日(水)に電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。

4 入札参加手続

(1) 申込方法

電子調達システムにより、入札参加申込書に必要な事項を入力し、送信すること。この場合において、会社名、連絡先及び担当者名を記載した書類（様式は、任意とする。）を添付すること。

(2) 申込日時

令和6年4月16日（火）午前9時から同年5月9日（木）午前11時まで

(3) 紙入札方式による入札参加手続

やむを得ない理由により、電子調達システムにより難しいときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、令和6年5月7日（火）午前11時までに次の書類を持参し、及び提出し、紙入札方式の承認を受けること。この場合において、必ず事前に担当者に問合せの上実行すること。

ア 紙入札方式参加承認願

イ 制限付一般競争入札参加申込書

5 入札に関する事項

(1) 入札方法等

ア 電子調達システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。この場合において、工事費内訳書への社印等の押印は、不要とする。

イ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札日時

令和6年5月10日（金）午前9時から同月21日（火）午前11時まで

(3) 電子調達システムにより入札参加手続を行った者の紙入札方式への変更

やむを得ない理由により、電子調達システムにより難しいときは、令和6年5月

20日（月）午前11時までに紙入札方式参加承認願を持参し、及び提出し、紙入札方式の承認を受けること。この場合において、必ず事前に担当者に問合せの上来庁すること。

(4) 紙入札方式の承認を受けた者の入札方法

(1)アの規定にかかわらず、工事費内訳書を持参し、提出すること。

(5) 開札日時

令和6年5月22日（水）午前9時15分

(6) 開札場所

東海市役所 4階カウンター

(7) 入札回数等

1回とし、入札参加者が1者であっても入札が成立するものとする。

6 落札者の決定等

(1) 予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有すること及び(3)イに掲げる提出書類の内容を審査した上で落札者を決定する。

(2) 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札者として事後審査を行うものとする。

(3) 落札候補者及び指示された順位までの入札者は、令和6年5月23日（木）午後1時までに、次のとおり事後審査に必要な書類を持参し、提出すること。

ア 提出場所

東海市役所 都市建設部建築住宅課 建築営繕・保全推進担当

イ 提出書類

(ア) 事後審査申請書

(イ) 制限付一般競争入札参加資格確認資料

(ウ) 建設業許可書の写し

(エ) 経営事項審査結果通知書の写し（本件公告日において有効な直近のものに限る。）

(オ) 配置予定技術者の監理技術者証、国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証その他配置予定技術者の資格、免許等に係る書類の写し

- (ウ) 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し
- (エ) 2(2)オに規定する工事の施工実績を確認できる契約書の写し又は工事実績情報システム（コリンズ）竣工時登録データの写し（当該データの写しにより当該工事の施工実績の規模、構造形式等の内容について確認できない場合には、内容を確認できる設計図書等の写し）

7 契約に関する事項

(1) 契約保証金

落札者は、契約規則第29条の規定により落札金額の100分の10以上の契約保証金を本契約締結と同時に納めなければならない。ただし、東海市建設工事請負契約約款（平成9年4月1日施行）第4条第1項に規定する契約保証金に代わる担保となる国債（利付国債に限る。）若しくは地方債（愛知県公債に限る。）又は債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行等若しくは保証事業会社の保証を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）又は債務の不履行により生じる損害を補填する履行保証保険契約の締結による保証を提出することにより、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約の保証の方法を確定の上入札に参加し、落札者は落札後速やかに契約保証方法通知書を提出しなければならない。

(2) 契約の締結

落札者は落札決定後、仮契約書を取り交わし、東海市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和44年東海市条例第27号）第2条の規定による議会の議決を得た上、本契約を締結する。

(3) 契約書の作成 要

(4) 支払等

ア 前金払及び中間前金払

契約規則第53条に定めるところにより前金払及び中間前金払をする。この場合において、これらの額は、次のとおりとする。

(イ) 前金払の額

本契約に係る各年度の支払限度額に10分の4を乗じて得た額以内

(ロ) 中間前金払の額

本契約に係る各年度の支払限度額に10分の2を乗じて得た額以内

イ 部分払

契約規則第54条に定めるところにより部分払をする。

なお、前金払及び中間前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前金払及び中間前金払の額に出来形の割合を乗じて得た額を控除して得た額とする。

ウ その他

前金払及び中間前金払並びに部分払の額にあつては適法な請求書を受理した日から14日以内に、工事完了後の請負代金にあつては適法な請求書を受理した日から40日以内に支払う。

9 その他

(1) 本入札の実施に当たっては、東海市建設工事等電子入札実施要領（平成19年8月1日施行）、東海市制限付一般競争入札実施要領（平成29年6月15日施行）及び東海市共同企業体取扱要領（平成7年4月1日施行）を参照すること。

(2) 提出書類の未提出、不備等

提出書類に未提出がある場合、提出書類の記載内容が不明確で本入札の参加資格の確認ができない場合など提出書類の不備がある場合及び提出書類に虚偽の記載がある場合は、入札参加資格を有しない者とみなす。書類については、差替え、引換え、撤回、修正及び追加は、提出期限前後を問わず認めないので注意すること。

(3) 現場説明会の実施 無

(4) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(5) 入札参加者は、設計図書等を熟読し、公正かつ適正に入札すること。

(6) 書類の提出先及び問合せ先

東海市役所 都市建設部建築住宅課 建築営繕・保全推進担当（4階）

住所 東海市中心一丁目1番地

電話 052-603-2211 内線454

メールアドレス kenchiku@city.tokai.lg.jp